

令和3年1月25日

株式会社ウェーブ 行動計画

すべての従業員が仕事と生活の調和を図ることができ、かつ、女性従業員がその能力を十分に発揮し活躍することができる働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和8年1月31日までの5年間
2. 当社の課題 (1) 育児休業、育児短時間勤務及び子の看護休暇制度等の利用者がいない
(2) 時間外労働が多い
3. 目標、取組内容及び実施時期

目標1：育児短時間勤務制度及び子の看護休暇制度を拡充し、制度の周知を図る。(次世代法)

<取組内容及び実施時期>

- 令和3年2月～ 育児短時間勤務制度の拡充(3歳以上の子を養育する従業員も利用可とする)及び子の看護休暇制度の拡充(子の対象年齢拡大、中抜け時間単位での取得、日数増加又は有給化等)について、従業員に対するアンケート・ヒアリング調査等を実施して従業員の意識とニーズを把握する。
- 5月～ 上記を踏まえて制度設計するとともに、所要の導入準備を行う。
- 8月～ 就業規則、育児・介護休業等規程及び社内申請様式等を改正して制度を導入するとともに、チラシ・パンフレットの作成・配布又は研修の実施等により周知啓発を図る。
- 令和4年2月～ 過去半年の状況を検証し、制度改正又は新制度導入について検討のうえ必要に応じて実施する。以降も同様とする。

目標2：時間外・休日労働を、1人1か月平均で20時間未満とする。(次世代法・女活法)

<取組内容及び実施時期>

- 令和3年 2月～ 時間外・休日労働の要因を分析するとともに、ICTを活用した在宅勤務をはじめとするテレワークの導入について、従業員に対するアンケート・ヒアリング調査等を実施して従業員の意識とニーズを把握する。
- 6月～ 上記を踏まえて、具体的な取り組み内容及び導入するシステム等について検討、決定及び導入準備を行う。
- 10月～ 決定した取り組み内容を実施し、導入したシステムの運用を開始する。
- 令和4年 2月～ 過去1年の状況を検証し、以降PDCAサイクルを実施する。以降も同様とする。